

ご存じですか？

国民年金の任意加入制度

60歳から任意加入される方へ

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入し納付することで、満額の年金に近づけることができます。

65歳になっても受給資格期間25年を満たせない場合は？

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、65歳の時点でこの要件を満たしていない場合は、65歳から70歳になるまでの間で25年の受給資格期間を満たすまで、加入期間を延長することができます。（特別任意加入といえます。昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

任意加入を希望される方は市国民年金係へご相談ください。

※任意加入制度には免除制度がありませんのでご注意ください。

※保険料の納付は、原則、口座振替となります。

25年に満たないときの
合算対象期間（カラ期間）

公的年金には、「カラ期間（合算対象期間）」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たすこととなります。

【主なカラ期間】

①昭和36年4月から昭和61年3月までサラリーマンや公務員の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間

②平成3年3月までに20歳以上の学生で、国民年金に任意加入しなかった期間

③昭和36年4月以降の20歳から60歳までの間で日本国籍を持つ方が海外に在住していた期間…など

また、昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

受給資格期間となる
その他のケース

次の2つのケースでも受給資格期間となる場合があります。

①沖繩に住んでいた場合

昭和25年4月1日以前に生まれた方で、昭和36年4月から昭和45年3月まで引き続き沖繩に住んでいたことがある方は、保険料免除期間とみなされます（20歳以上60歳未満の期間に限る）。

また、これに該当する方が、昭和62年1月から平成4年3月までの間に、保険料を支払った場合は、保険料納付済期間となります。

②海外で年金加入をしていた場合

日本と社会保障協定がある国で、その国の年金制度に加入していた場合、その期間も加入期間に含まれるケースがあります。

本人の申出が必要です

カラ期間等を有する場合は、その旨を年金請求時に確認書類を添えて申出することになっています。

25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間をもっていると思われる方は、市国民年金係またはコザ年金事務所（☎933-3439）にご相談ください。

後納制度の納付が始まります

今年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。ただし、老齢基礎年金を受けている方は対象外となります。

また、年金の受給資格期間が10年に短縮される「年金機能強化法」が8月に成立しましたが、その開始時期は、消費税が10%に引き上げられてからとなるため、未定です。

※くわしくは、『国民年金保険料専用ダイヤル

0570-011-050』へお問い合わせください。